

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

令和3年度 第3回理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた日

令和3年12月1日（水曜日）

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 岩瀬和春

3 議事録の作成に係る職務を行った者

理事長 岩瀬和春

4 役員数

理事 8名

監事 2名

5 理事会の決議の目的である事項

(1) 第1号議案 職員給与規程の一部改正について

期末手当支給月数について、都や民間の手当の状況等を考慮し、見直しを図るため、当財団の職員給与規程の一部を改正する。

(3) 第2号議案 評議員会の決議の省略及び目的である事項の決定について

① 評議員会の決議の省略についての決定

評議員会の決議について、定款第25条の規定により、決議の省略の方法により行うこと

② 評議員会の決議の目的である事項についての決定

評議員会の決議の目的である事項は、次の1件とすること。

- ・代表理事及び業務執行理事の報酬額を改定すること

提案する報酬額の決定案は、東京都から改定通知のあった「東京都政策連携団体の役員報酬基準」に基づき、「役員の報酬等に関する規程」を一部改正し、以下のとおりとすること。

代表理事：14,160,000円 業務執行理事：11,500,000円

規程の施行：令和3年12月1日

規程の適用：令和3年4月1日（遡及適用）

ただし、報酬の改定は令和3年12月1日

6 概要

令和3年12月1日、理事長 岩瀬和春 が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき、令和3年12月1日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、定款第46条の決議の省略の方法により、当該提案を可決承認する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするために、本事項を

議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

令和3年12月1日

理事長 岩瀬和春